

政令第 号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第二項、第四十六条第十項、第六十二条第一項第三号及び第七十三条第一項並びに同法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十三条第一項第五号、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第七号、第三十三条第一項及び第三十九条第二項本文、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十一条とし、第十五条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件）

第二十条 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める市町村（同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

第十四条第一項中「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を削り、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行すること

ができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

二 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

第十三条を第十六条とする。

第十二条第二号中「（昭和四十四年政令第百五十八号）」を削り、同条を第十五条とする。

第十一条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第十四条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具

で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

第十条を第十二条とする。

第九条中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、「第十五条第一号二」を「第十九条第一号二」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(特定都市道路内に建築することができ建築物に関する基準)

第七条 法第三十六条の三第二項の政令で定める基準は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十五条第一項各号に掲げる基準とする。

(特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為)

第八条 法第三十六条の四の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十三条第一項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十七条の三の規定の適用については、同条中「法第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の二第一項」とする。

附則第二項中「第十五条」を「第十九条」に改める。

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「瓦^{かわら}」を「瓦」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

第七条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐

車場

イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限

る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

第十条中「同条第八号」を「同条第六号に掲げる施設、同条第九号」に、「同条第九号」を「同条第十号」に改め、同条第一号中「及び第十一条の七第一項」を「、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項」に改め、同号イ(4)中「第十一条の八第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号」に、「第十一条の八第一項第一号及び第十一条の九第一項第一号」を「第十一条の七第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号」に改める。

第十一条の九第一項中「第七条第九号」を「第七条第十号」に改め、同条を第十一条の十とする。

第十一条の八第一項中「第七条第九号」を「第七条第十号」に改め、同項第二号中「（昭和四十五年政令第三百二十号）」を削り、同条を第十一条の九とする。

第十一条の七第一項中「第七条第八号」を「第七条第九号」に改め、同条を第十一条の八とし、第十一

条の六の次に次の一条を加える。

(食事施設等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができるところの一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、食事施設等について準用する。

第十二条第一号イ中「はく離」を「剥離」に改め、同号ハ中「特定仮設店舗等」の下に「又は食事施設

等（特定連結路附属地に設けるものを除く。）」を加える。

第十九条第一項中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七条第八号に掲げる応急仮設建築物、第七条第九号に掲げる器具及び第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項を次のように改める。

第七条第七号	施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	号に掲げるもの	上空に設けるもの	その他のもの	Aに〇・〇一二	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇二を
						を乗じて得た額	を乗じて得た額	乗じて得た額
第七条第七号	建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	号に掲げるもの	上空に設けるもの	その他のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇二を
						を乗じて得た額	を乗じて得た額	乗じて得た額

第七條第十号に掲げる器具	建築物	応急仮設建	号に掲げる	第七條第九	自動車駐	施設及び自	号に掲げる	第七條第八	施設	号に掲げる
				トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの				その他のもの		

占用面積
一平方メ
ートルに
つき一年

Aに○・○二八を乗じて得た額	Aに○・○二を乗じて得た額	Aに○・○二八を乗じて得た額	Aに○・○一二	Aに○・○○九	Aに○・○二を乗じて得た額	Aに○・○○九	Aに○・○一一	Aに○・○一四
			を乗じて得た額	を乗じて得た額		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
			Aに○・○一六	Aに○・○一一		Aに○・○一四	Aに○・○一四	
		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額

<p>第七条第十 一号に掲げ る施設</p>	<p>トンネルの上又は高速自 動車国道若しくは自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの</p>	<p>Aに○・○一二 を乗じて得た額</p>	<p>Aに○・○一六 を乗じて得た額</p>	<p>Aに○・○二を 乗じて得た額</p>
	<p>上空に設けるもの</p>	<p>Aに○・○二を乗じて得た額</p>		
<p>その他のもの</p>		<p>Aに○・○二八を乗じて得た額</p>		

別表の備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附
属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、第七号、第十号」を「に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設け
るもの並びに同条第七号、第八号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第七号中「除く。」の下に「並びに同法に規定する都市利便増進協定に関すること」を加える。

附 則

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

理由

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定都市道路内に建築することができる建築物に関する基準を定める等関係政令の規定を整備するとともに、道路法施行令の規定による道路の占有の許可に係る工作物、物件又は施設として、特定都市道路の上空に設ける事務所等を追加する等の必要があるからである。